

## 第239回埼玉県都市計画審議会

令和元年11月28日午後2時00分開会

場所 ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより第239回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課、副課長の石川と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。現在14名の御出席をいただいております。2分の1以上の定足数に達してございます。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の資料について確認させていただきます。事前にお送りした資料が、配付資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、以上A4、1枚のものとなっております。それに加えて議案書、A4の冊子になっているものが1冊でございます。それに加えまして、本日机の上にお配りしておりますのが、次第、座席表、以上でございますが、不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この後は、審議会条例第5条第1項の規定により、尾崎会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

本日は委員の方々大変御多忙の中、また寒い中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。皆さんの御協力をいただきながら、慎重かつ効率的に進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず本日の会議録の署名委員でございますが、本審議会運営規則の第5条第2項の規定によりまして、私から指名申し上げます。本日は、黒川委員さん、それから立石委員さんをお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

次に、本審議会は、埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づきまして原則公開となっております。私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様はいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開で進めさせていただきたいと存じます。

では、傍聴の御希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいます。

○議長（尾崎） では、ここで傍聴者の入場を許可いたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（尾崎） 議事に入ります前に、傍聴の方々に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領、こちらをよく読んで遵守していただきたいと存じます。この傍聴要領に反する場合には退場していただくことがございますので、御注意をお願いいたします。

それでは、ただいまより第239回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にありますとおり議第5229号及び議第5230号、こちらの2議案につきまして御審議をお願いするものでございます。

まず、議第5229号「坂戸都市計画道路の変更について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 埼玉県都市整備部、都市計画課長の山科でございます。

それでは、議第5229号「坂戸都市計画道路の変更について」につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、着席にて説明をさせていただきます。

議案書は5ページから13ページでございますが、前方のスクリーンを御覧ください。坂戸都市計画区域は、坂戸市及び鶴ヶ島市の全域から成り、都心から約45km圏、本県のほぼ中央部に位置しております。本議案は、坂戸都市計画区域内の都市計画道路1路線の変更でございます。今回変更する路線は、3・5・32号一本松通り線でございます。本路線は、鶴ヶ島市大字下新田字一本松を起点とし、坂戸市大字厚川字一本松を終点とする延長約310m、代表幅員12mの都市計画道路であり、県道日高川島線と重複しております。

今回の変更は、黄色の円で囲んだ本路線全線を廃止するものでございます。本路線は、一本松土地地区画整理事業に伴い、一本松東通り線と一体的に平成4年に都市計画決定されました。その後、鶴ヶ島市では一本松土地地区画整理事業の長期化が見込まれたことから、平成22年に区域縮小などの事業計画の変更を行いました。これにより、一本松通り線の全部と一本松東通り線の大部分が、事業区域から除外されることになりました。また、鶴ヶ島市では、平成26年に一本松東通り線について、都市計画道路の検証・見直し指針に基づく検証を行い、全線を廃止することといたしました。このたび、鶴ヶ島市が土地地区画整理事業の事業計画の変更と合わせて、一本松東通り線を廃止することから、一体的に計画された一本松通り線についても全線を廃止するものでございます。

なお、一本松通り線につきましては、県道と重複していることから、県が都市計画の変更を行うものでございます。黄色で示した部分が、廃止する区間となります。

以上、御説明いたしました坂戸都市計画道路の変更について、都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、坂戸都市計画区域を構

成する坂戸市及び鶴ヶ島市に対して意見を照会いたしましたところ、いずれも賛成との回答をいただいております。

議第5229号の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

では、ただいまの説明に関しまして御意見、御質問はございますでしょうか。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） 御意見、御質問ないようでございますので、それでは議第5229号、こちらの議案につきまして採決をいたしたく存じます。

原案のとおり決定することについて御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、御異議ないものとして本案は原案のとおり決定いたします。

では、続きまして議第5230号「寄居都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 都市整備部、建築安全課長の知久でございます。続きまして、議第5230号「寄居都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」につきまして御説明させていただきます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

議案書は15ページから21ページになります。前方のスクリーンを御覧ください。

初めに、建築基準法第51条の制度概要について御説明いたします。産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画においてその位置が決定しているものでなければ建築できません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は建築が可能となります。ここで特定行政庁とは、建築基準法の権限を持つ地方公共団体のことで、さいたま市など12の市については各市長、それ以外の市町村については埼玉県知事が該当します。今回の議案は寄居町にあるため、特定行政庁となる埼玉県知事より本審議会に付議するものでございます。

なお、産業廃棄物処理施設については埼玉県都市計画審議会、一般廃棄物処理施設については寄居町都市計画審議会の議を経る必要があります。

続きまして、敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、赤く縁どった寄居都市計画区域内にございます。寄居町は県の北西部に位置しており、都心から70km圏にございます。

次に、もう少し拡大した地図で御説明をいたします。敷地は、画面の赤く塗った場所でございます。JR八高線折原駅から南東へ約1kmの地点に位置しており、用途地域は工業専用地域でございます。所在地は、大里郡寄居町大字西ノ入字高根沢天王裏2981番11ほか13筆でございます。東側に

埼玉県環境整備センターなどが立地する彩の国資源循環工場がございます。埼玉県では彩の国資源循環工場第2期事業として廃棄物の再資源化施設や製造施設などの立地企業を誘致しており、今回の敷地は第2期事業地内に位置します。

次に、車両の搬入経路でございますが、国道254号線から幅員12.5mの寄居町道を通って搬出入を行います。

計画の概要について御説明いたします。今回の計画は、産業廃棄物処理施設を新設するものでございます。新設する施設は、汚泥の乾燥施設でございます。それに伴い建築物として機械設備棟、管理棟、屋外便所、工作物としてメタン発酵槽とガスホルダーを新築するものでございます。

処理の概要について御説明いたします。今回の全体施設は、メタン発酵施設となります。まず、廃棄物を受け入れ、発酵に適するごみと発酵に適さないごみに選別いたします。発酵に適するごみは、メタン発酵槽へ投入されます。その後、メタン発酵により回収されたメタンガスは、電力等の資源に活用されます。残った発酵残渣の処理工程に今回の産業廃棄物処理施設が該当いたします。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。画面の上を北としております。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は4万757.08㎡でございます。緑色の部分は緑地を示しております。青が建築物であり、3棟新築いたします。水色が工作物であり、2基新築いたします。中央の機械設備棟の中に、黄色で示されている汚泥の乾燥施設を設置いたします。ピンク色の道が搬入経路の寄居町道となりまして、幅員は12.5mでございます。なお、車両の待機スペースは、敷地内に確保しております。産業廃棄物処理施設からの排水は、敷地内の污水排水処理施設を経由して下水管へ接続いたします。

以上が寄居都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要です。当該施設の敷地の位置について、寄居町及び近接する小川町へ意見照会したところ、支障ない旨の回答を得ております。県といたしましても、この敷地の位置について都市計画上支障がないものと考えております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

では、ただいまの説明に関しまして御意見、御質問ございますでしょうか。いかがでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、議第5230号、こちらの議案につきまして採決をいたしたく存じます。

本案につきまして都市計画上支障がないと認めることについて御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

以上をもちまして、本日の議事2件について終了いたしました。御協力大変ありがとうございました。

それでは、議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局 尾崎会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第239回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。

午後2時18分 閉 会